

令和7年度 施策の取組



令和7年6月

福岡県福津市

〈 目 次 〉

1. 共 育：誰もが「未来の創り手」として育つまち	3
2. 地域自治：人がつながり活躍する共助と共働のまち	4
3. 健 康：健康で生き生きと暮らせるまち	5
4. 安全安心：安全・安心・快適に住み続けられるまち	6
5. 環境保全：自然・歴史・景観などの資源が守られ生かされるまち	7
6. 地域産業：地域の産業が経済を支えるまち	8
7. 観光振興：福津の魅力を生かした持続可能な観光のまち	9
8. まちづくり計画推進にあたっての基本的な考え方	10

1. 共育：誰もが「未来の創り手」として育つまち

基本方針1. 子どもの権利を守り、多様な子どもの居場所や主体的な参加の機会を促進する

基本方針2. 子育て中の親を支援する環境を充実させる

基本方針3. 豊かな体験を育み、社会に開かれた教育を推進する

【令和7年度の取り組み】

子育て支援の充実や産前・産後のサポート、待機児童の解消、教育環境の整備や教育施設の整備・改修、教育の質の向上、コミュニティスクールの推進、こどもの学習や体験の場の創出などに引き続き取り組みます。

市こども家庭センターにおいて、妊娠期からの切れ目のない伴走支援や子育てに困難を抱える家庭の支援、こどもの権利擁護や虐待防止に取り組みます。また、こどもの権利に関する条例などの情報を収集し、課題整理を行います。

公立保育所・幼稚園を中心とした就学前児童への保育・教育の質の向上をはじめ、支援が必要なこどもや子育てに困難を感じている保護者への対応力の向上を図るため私立保育・教育施設との連携の深化に取り組むとともに、保育士の確保や負担軽減に資する取り組みを継続し、離職を防止することで実受入人数を増加させ待機児童の解消を図っていきます。加えて、今後の公立保育所・幼稚園の在り方について引き続き検討を行います。

こどもの主体的な活動の場や居場所の充実のため、フクスタを中心に各種団体と連携し、居場所の立ち上げに係る経費を中心とした支援を行います。また、こども自身が相談できる場の確立に向けて、現在の相談窓口を周知するとともに、フクスタでも相談を受けられるよう体制の確立を目指します。

学童保育所について、適切な運営に向けて指定管理者などと連携を図るとともに、新設小学校の学童保育所開設の準備を進めます。

本市の教育行政を推進するための基本指針となる教育大綱及び教育総合計画の連動した策定に取り組みます。

学校施設については適切な維持管理を行います。過大規模校となっている学校の教育環境を整えるため、小学校については新設校の建設を進めるとともに、教室不足などへの影響の緩和のための措置を検討します。また、中学校については福間中学校区の一部に導入する校区選択制の運用開始に加え、校区外通学制度の見直しを進めます。

市全体が総がかりでこどもを育む教育の実現、及び地域を担う人材の育成に向けて、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進による課題解決を図ります。そのため、地域コーディネーターや統括地域コーディネーターを含めた指導者等の人材の育成・発掘などを継続して進めます。

学校外においても体験活動を行うことのできる場の提供を続けます。また、学校部活動の地域展開に向けた体制を構築し、市認定地域クラブを支援していきます。

2. 地域自治：人がつながり活躍する共助と共働のまち

基本方針1. 郷づくりによる地域自治の推進を支援する

基本方針2. 郷づくりの担い手育成と幅広い市民参加を促進する

基本方針3. さまざまな個人や団体間の共働を推進する

【令和7年度の取り組み】

郷づくり活動の充実や住民参画の推進、市民活動や地域課題解決への支援などに取り組みます。

郷づくり活動の充実に向けて、郷づくり基本構想の見直しを行います。郷づくり活動を支援するために策定した「実行プラン」を郷づくり基本構想に盛り込み、市の伴走支援を強化します。また、郷づくり交付金の今後の在り方や算定方法の検討、郷づくり活動の推進に特化した新規条例の検討、協議会のより良い運営に向けた講座の開催や子育て・現役世代が気軽に関わられる入口づくり、主体性やモチベーションを大切にする学びの機会や仕組みの提案などに取り組みます。

自治会活動に対して、新たな住宅地の開発等に伴う自治会の新規設立への支援などを行います。

市未来共創センターを公民連携型で運営しながら、担い手育成プログラムを含めた事業展開を行い、効果的な中間支援機能の発揮を目指します。

住みよいまちづくり推進企画活動補助事業及び交付団体の認知度の向上と担い手の増加を図り、その活動が持続的に発展するよう支援体制づくりを行うとともに、親和性の高い市未来共創センターの取り組みと連動する仕組みを整え、事業効果の増進を図っていきます。

3. 健康：健康で生き生きと暮らせるまち

基本方針1. 日常の中での健康づくりの取り組みを推進する

基本方針2. 生涯学習や活躍の機会を通じた生きがいを増進する

基本方針3. すべての人の自己決定や意思尊重を大切にするしくみを育てる

【令和7年度の取り組み】

健康づくりの推進や福祉の充実、生涯学習やスポーツ・文化の振興、人権の啓発、男女がともに歩むまちづくりなどに引き続き取り組みます。

健康づくりの推進を図るため、特定健康診査、特定保健指導、がん検診などの事業を継続して実施するとともに、未受診者への受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。また、乳幼児健診の定期的な実施により、疾病の早期発見及び適切な対応を図ります。

感染症予防拡大を図るため、予防接種法に基づき各種ワクチン接種事業を行います。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業において、特に後期高齢者の医療や健診の情報を生かし、フレイルや要介護に繋がる可能性の高い疾病の発症や重症化の予防を推進します。また、介護予防の意識の醸成を図るため、介護保険の地域支援事業と連携し、地域の通いの場を活用した周知・啓発を進めます。

第4期地域福祉計画・第11期高齢者福祉計画、第10期介護保険事業計画、第4期障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画及び第3次食育推進計画の策定に向け、基礎資料となるアンケート調査を行います。

地域における高齢者・障がい者支援について、継続的かつ効果的な地域支援を行うため、生活支援コーディネーターと連携し、支援体制の整備に取り組みます。また、地域包括支援センター及び基幹相談支援センターにおいて、法的対応が必要なケースには専門職団体と連携しながら引き続き適切に対応していきます。

本市や各地域の実情に応じた、地域生活課題の解決に資するための相談支援や参加支援、地域づくりを他機関との連携により一体的に実施する包括的な支援体制の実施方法の検討を行います。

生涯学習・スポーツ・文化の振興について、郷育カレッジの講座内容の見直しを進め、継続的に参加しやすい環境の整備や、スポーツへの参加意欲の喚起と触れる機会の提供、伝統文化の保存と継承に努めます。また、図書館の機能的な運営に向けて電子図書の有効利用を進めます。

市民一人ひとりが多様な個性や価値観を認め合い、地域で共生していけるよう、分野を超えた横断的な連携を深めながら、人権を尊重し、男女がともに歩むまちづくりを推進するための相談事業や啓発活動、学習機会の充実に継続して取り組んでいきます。

4. 安全安心：安全・安心・快適に住み続けられるまち

基本方針 1. 災害に強いインフラ整備と地域防災力を強化する

基本方針 2. 暮らしやすさを実感できる生活基盤を整備する

基本方針 3. 社会資本の有効活用と改善の推進体制を整備する

【令和7年度の取り組み】

防災・減災事業の充実やインフラや公共施設の整備や適切な維持管理、空家対策を含む居住環境の質の向上、地域交通体系の整備などに計画的に取り組んでいきます。

地域の防災力の向上に向けて、市消防団における計画的な資機材などの更新や強靱な体制づくりへの支援を行うとともに、関係団体間の連携の強化や一斉防災訓練の充実、本年秋に移転予定の福津消防署の建て替え費用の負担、消防団格納庫の適正配置や消防団員の減少に伴う地域防災力堅持のための研究、発災時の情報提供手段の精査などに取り組んでいきます。また、防災重点農業用ため池に指定されているため池のハザードマップの整備などにも取り組みます。

快適な居住環境の維持のため、事業者に対し開発指導により住みやすいまちづくりを求めていくとともに、空家については所有者に対し適正管理を促していきます。また、今年度に計画期間を終える空家等対策計画及びマンション管理適正化計画の次期計画策定を行います。

既存の道路や橋梁、公園、下水道、ため池などのインフラについては、引き続き可能な限り国の補助財源などを活用し、適切な維持管理を行います。また、通学路等の安全対策に計画的に取り組めます。

公共下水道事業においては、適切な維持管理に努めるとともに、将来に渡る持続可能な経営を目指し、引き続き使用料の見直しに取り組めます。

公共交通については、地域公共交通計画を本年10月に策定し、市内各地域のニーズに合った効率的で持続可能な公共交通網の形成に努めていきます。幹線を担う民間事業者に対し必要な支援を行いながら、路線の一部廃止への対応も遅滞なく進めていきます。市が運行しているコミュニティバスについては、現行の路線を維持しつつ地域や利用者の声を聴きながらより良い路線作りに努めます。また、オンデマンド交通の導入についても検討していきます。

東福間のにぎわい再生に向けて、東福間口駅前広場の工事に着手するとともに、東部下水道終末処理場跡地の活用に向け、官民連携または民間主導の取り組みを引き続き模索します。

近年の短時間豪雨に対する浸水対策を計画的に進めるため、昨年度に引き続き雨水管理総合計画の策定を進めます。

市民の防犯活動や地域ぐるみによる防犯の取り組みへの支援を引き続き行い、防犯意識の高揚を図ります。

5. 環境保全：自然・歴史・景観などの資源が守られ生かされるまち

基本方針1. 受け継がれてきた自然を守り、育てる

基本方針2. 福津の環境を受け継ぐ子孫のために、地球温暖化を緩和する

基本方針3. 快適な生活環境をつくる

基本方針4. 環境を守るための地域共働のしくみをつくる

【令和7年度の取り組み】

自然環境や生物多様性の保全、カーボンニュートラルの推進、し尿処理施設の整備、史跡整備と文化財の保護、世界遺産の保存管理などに引き続き取り組みます。

自然環境及び生物多様性の保全に向けて、環境フォーラムの開催や環境保全などの取り組みを積み重ねることにより環境教育を推進し、市民の自然環境への興味・関心を高め、その価値について理解を深めながら、地域における環境保全活動への自立的取り組みへの参加、協力を促していきます。また、これまで市独自で行っていたエコショップ制度の見直し、公共エリア環境づくり事業登録団体へのサポート体制の調査研究、特定外来生物であるアライグマに対する県防除実施計画への参画などに取り組みます。

ゼロカーボンシティ宣言に基づく温室効果ガス排出削減に向けて、地域計画となる地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定を行うとともに、次期環境基本計画の策定に向けて現行計画の検証や基礎調査などの準備を行います。

食品加工後に発生する魚滓（ぎょさい）の資源化に向けて、法令に基づき必要な例規の整備及び関係団体などとの連携を図っていきます。

し尿の処理については引き続き隣接自治体との連携のもと、適切に取り組んでいきます。特に古賀市と共同で行うし尿処理については、併せて人権教育及び排泄に関する教育に取り組んでいきます。

史跡整備と文化財の保護、世界遺産等の保存管理と活用については、自然環境と共生してきた歴史資産及びその景観の整備保全を行います。また、市内に所在する文化財の適切な保護と活用に取り組んでいきます。

6. 地域産業：地域の産業が経済を支えるまち

基本方針 1. 農水産業分野の収益性を向上させ、担い手を育てる

基本方針 2. 多様な産業が連携し、地産地消を促進する

基本方針 3. 起業・継業促進と事業所誘致で、働く場を増やす

【令和7年度の取り組み】

1次産業の振興やスマート農業への取り組み支援、育てる漁業の拡充や経営の安定化、産品の高付加価値化・販路拡大、多様な機関との連携、商工業の振興、事業所やオフィスの誘致、継業・起業への支援などに引き続き取り組みます。

農業分野においては、農業用ため池や水路などの農業基盤施設の整備や、農業者への省力機械等の導入に要する経費への支援などの担い手育成、JAむなかたが行う集出荷貯蔵施設の導入の支援、施設園芸農業や土地利用型農業を持続的に発展させるための農業生産性の向上、農業経営規模の拡大に向けて取り組んでいきます。また、農業の健全な発展と国土資源となる農地の保全に向けて、農業振興地域整備計画の改訂の検討や、地域計画の策定などを行っていきます。

農作業の効率化、省力化、経営面積拡大を図るため、ICT・AIを活用した機械・施設等の導入整備への補助を行い、安定した農業経営を推進します。

水産業分野においては、獲る漁業から育てる漁業への転換に向けて、宗像漁業協同組合などと共働し、栽培漁業を通じた継続した水産資源の維持・増殖に関する取り組みを進めます。

更なる地産地消の推進、域内流通の活性化に向けて、3か所の直販所間の流通促進を継続して行っていきます。併せて高付加価値の果樹産品の生産・増産を目指した支援など、市の農水産品を活用したブランディングや6次化の取り組みを調査研究するとともに、地域商社による内外への催事への出展等の積極的な営業活動など、福津の認知度向上と販路拡大に取り組み、広く福津産品の流通拡大を図ります。

商工分野においては、市商工会、金融機関などと連携し、物価高騰の影響を受ける事業者への支援や、市内で起業・創業を目指す人を対象とした創業時・事業規模拡大時などにおける総合的な支援を行っていきます。

7. 観光振興：福津の魅力を生かした持続可能な観光のまち

基本方針1. 国内外の人が何度も訪れたくなる魅力を磨く

基本方針2. 観光拠点を整備し、観光消費額を拡大する

基本方針3. ブランドの構築や管理、販売促進のための活動を強化する

【令和7年度の取り組み】

地域の賑わい再生と観光客の更なる呼び込み、観光拠点の整備、福津のブランド力の向上及びプロモーションの促進、シビックプライドの醸成などに引き続き取り組んでいきます。

観光分野においては、観光地域づくり法人DMOによる食フェアと、新たな福津の魅力のプロモーションを行っていきます。また、市観光協会には観光を通じ市の魅力をより多くの人々に広めるイベントの企画・実践を担ってもらうことで、両者が本市の観光振興の両輪となり、地域経済及びまちの活性化を図っていく体制が充実するよう支援していきます。

特にインバウンド拡大に向けた取り組みの強化を図りながら、観光事業者間の連携を強め、情報の共有と統一感のある戦略的な情報発信を行っていくことで、福津への来訪者による周遊を促す仕組みづくりに取り組み、観光消費額拡大につなげていきます。

旧夕陽館や大峰山キャンプ場施設などの公共施設に民間活力を導入した利活用、旧魚正跡地の利活用の検討、文化財保存団体との連携などの取り組みにより、津屋崎地区の新たな観光拠点として活性化していくことを目指します。

これらの取り組みと併せ、自然・景観や市が有する地域資源の付加価値を高め、市の魅力として効果的に発信するために、世界遺産や地域に受け継がれた伝統などの観光資源を生かしたプロモーションを戦略的かつ継続的に実施していくとともに、市民に対しても広報・PRすることで、シビックプライドの醸成と、観光受け入れ態勢としての意識向上を図ります。

8. まちづくり計画推進にあたっての基本的な考え方

【令和7年度の取り組み】

持続可能なまちづくり、多様な関係機関との戦略的連携、創造的な行政経営による変革、市民サービスの質の向上、広報広聴と情報発信などに引き続き取り組んでいきます。

持続可能なまちづくりに向けて、第3次福津市行財政改革大綱の着実な推進を目指し、大綱実施計画に基づく取り組みを進めます。また、行政評価における市の外部評価機関となる行政評価委員会では、行財政改革の取り組みの評価及び基本構想に掲げる施策の評価に引き続き取り組みます。

まちづくり指針の遂行に向けて行政諸課題の調査研究を進めるにあたり、有識者を招き様々な助言を聴取する取り組みを行います。

物価高の影響を受ける市民や事業者に対し、国の補助財源を活用した様々な取り組みによる支援を進めます。

戦略的な官民連携・企業誘致施策として、観光や産業の活性化、ソーシャルビジネス等地場産業に結びつくよう、民間企業や大学などとの共同事業や誘致に繋がる取り組みを引き続き行います。

創造的な行政経営による変革に向けて、引き続き公共施設の包括管理を実施し、庁内全体での事務の省力化を図るとともに、施設の管理品質を高めていきます。また、市営住宅の次期長寿命化計画の策定にも取り組みます。

ふるさと納税制度においては、自治体間の財源獲得競争が激化する中、共働のふるさとづくり寄附金事業では返礼品代の経費見直しを行い、本年9月末のポイント制終了に起因する駆け込み寄附に向けて、返礼品の充実と競争力の強化を図ります。また、企業版ふるさとづくり寄附金事業では、新規寄附者の増加を図るため成功報酬型の委託によるマッチング支援に取り組みます。

庁舎窓口に来庁される市民の方には、効率的で質の高い安定した窓口サービスの提供を継続していきます。また、市民サービスの質の向上を図るため、基幹系システムの標準化、ガバメントクラウドの導入に取り組むとともに、本市におけるDXの更なる推進に向けて、デジタルツールの活用による内部事務の効率化を念頭にAI・OCRの導入など、窓口事務を中心とした様々なDXの取り組みの検討を引き続き全庁的に行っていきます。

職員の能力及び行政組織力の向上を目指し、タイムマネジメント意識の定着を図る研修や管理職を対象とした組織マネジメント研修を実施します。

令和7年に市制20周年を迎えたことを記念し、過去20年の「地域・市民・団体の活動」を通じた「市の歩み」や財産である「美しい海や山といった自然環境」を記した記念誌を制作し、市内の全世帯に配布します。